

## 平成24・25年度の 後期高齢者医療保険の 保険料率が変わります

後期高齢者医療保険の保険料率は2年に1度見直されることになっています。

平成24・25年度は次のとおりです。

均等割額	42,000円
所得割率	8.54%
賦課限度額	55万円

### ●保険料率

\*年間保険料は、均等割額と所得割額の合計額となり、個人ごとに算定・賦課されます。  
\*年度の途中で被保険者の資格を取得した場合の保険料は、取得した月からの月割で計算されます。  
\*所得の低い方やこれまで被用者保険の被扶養者であった方への保険料軽減措置は、今年度も継続されます。

### ■問い合わせ

栃木県後期高齢者医療広域連合  
TEL 028(627)6805  
市国保年金課賦課係 A1階  
TEL (23)1120

## 国民年金からのお知らせ

### 年金を受けている皆さまへ

#### ●現況届・その他の届について

日本年金機構では、原則として、誕生日の月の「現況届」の提出は不要となっていますが、次の場合は、現況届またはその他の届が引き続き必要です。

- ①加給年金を受けている場合は『生計維持確認届』
- ②障害の程度の確認のために『診断書』の提出が必要なとき

※提出が必要な届出は、日本年金機構から受給者の方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。

- ③障害基礎年金のうち20歳前障害の受給権者の方は『所得状況届(現況届)』所得状況の確認を要する方々へ送付されますので、提出期限までに返送してください。(7月31日までにご提出ください)

#### ●住所や年金の受取場所を変えるとき

年金は、希望した金融機関や郵便局などで支払われます。住所が変わらない場合、年金の受取先だけを変更するのはご遠慮ください。受取先をむやみに変更すると、年金の支払日に受けられないことにもなりかねません。

やむをえず変更する場合は、「年金受給権者住所・支払機関変更届」に所定の事項を記入し、変更先の銀行などで証明を受け、大田原年金事務所宛てに提出してください。

住所が変わるときは、変更先の年金事務所手続きをしてください。

#### ●年金証書をなくしたときなど

「年金証書」を汚したり、紛失したときは、「年金証書再交付申請書」を年金事務所に提出して、「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

### ■問い合わせ

大田原年金事務所お客様相談室  
TEL (22)6314  
市国保年金課国民年金係 A1階  
TEL (23)8928

## 栃木県職員(看護師) 採用試験

### ●採用予定人員 45名程度

●試験日 9月1日(土)または2日(日)

※11月にも試験実施を予定。

●試験場所 栃木県庁研修館402

研修室ほか(宇都宮市)

●応募資格 昭和47年4月2日以降

に生まれた方で、看護師免許を有する方(平成25年春の国家試験で看護師免許を取得する見込の方を含む)

●募集期間 8月16日(木)まで

●病院見学会 7月23日(月)に3病

院合同見学会を実施します。

## 国民年金

また、各病院単独見学会も実施しています。

※詳しくは、県ホームページで確認ください。

●問い合わせ  
県医事厚生課

TEL 028(623)3158

## 幸齢者(こつれいしゃ) スクール開催

市と国際医療福祉大学の共催で、市民公開講座「幸齢者スクール」を開催します。多くの方々のご来場をお待ちしています。

●日時 9月17日(月・祝)

午前9時～11時30分

※開場 午前8時30分

●場所 国際医療福祉大学F棟

●内容 医療講演会(事前申し込み不要・入退場自由)

●参加費 無料

●その他 「午後の部」としてアクテ

イブシニア(65歳～70歳代)の方を対象とした「体験学習」を予定しています。定員制で事前申し込みが必要になります。詳細は追って広報などでお知らせします。

●問い合わせ 東1階

高齢者幸福課介護予防係

TEL (23)8917